

グアテマラ経済(2008年5月)

平成20年6月
在グアテマラ日本国大使館

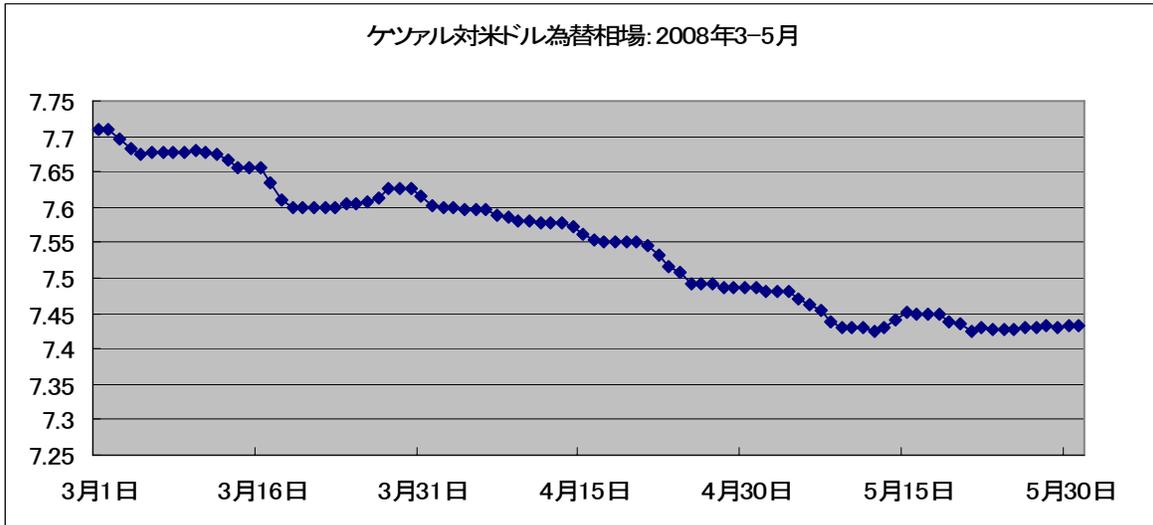
『5月の主な動き』

- 5月、消費者物価指数は年率で 12. 24%の上昇を記録、先月を上回るペースでインフレが進行した。2008 年累積(1 月～5月)では 5. 82%の上昇。
- コロン大統領は、国内民間セクターと「価格安定化のための連帯合意」を形成し、パン(食食用)、食用油及び鶏肉(手羽及び脚)の3品目について、期間限定の上限価格を設定した。
- コロン大統領が、新しいエネルギー政策を発表。電力価格の低下及び長期安定化のため、石油を用いる火力発電への依存を軽減させ、エネルギー源の転換をはかることを目指す。
- 5 日、グアテマラ市内への乗り入れ規制の見直等を求める一部の運送業者の主導で、全国的なストライキが行われ、国内の物資輸送に大きな影響を与えた。
- グアテマラとメキシコの電力庁は、両国間の送電線(延長 103Km、工事中)を通じた電力の売買契約を締結。グアテマラは、メキシコからの 120MWhの電力購入が可能となった。
- SICA 各国の首脳及び代表とルーラ・ブラジル大統領が、SICA・南米南部共同市場(メルコスール)間で、自由貿易協定を含む連携協定の締結を念頭に意見交換を行うことで合意。

1. 主な経済指標

(1) 為替レート(中銀)

5月、ケツアルの対ドル相場は、1ドル＝Q7.42－7.49 のレンジで推移。3 月半ば以降のケツアル高ドル安の傾向が続き、始値は 1ドル＝Q7. 49 の月間最安値、月末終値は 1ドル＝Q7. 43。



(2) 消費者物価指数(国立統計院 INE)

5月、消費者物価指数は前月比で1.43%上昇、年率では12.24%、2008年累積(1月~5月)では5.82%の上昇を記録した。消費者物価指数の上昇(年率12.24%)は、1997年3月以降最高となった先月(年率10.37%)を上回るペースで進行した。

なお、中銀の2008年インフレ目標(5.5±1.5%)は据え置かれている。

部門別では、食料品・飲料(アルコールを除く)・外食部門、運輸・通信部門、住居関連部門のインフレが続き、それぞれ、年率で17.40%(先月:14.53%)、14.46%(同:13.03%)、13.74%(同:10.17%)の上昇を記録した。食料品・飲料(アルコールを除く)・外食部門は、インフレ率(年率12.24%)に対する寄与率が62.50%と高く、インフレを牽引している。また、住居関連部門のインフレについては、電気代等の光熱費を含む住宅関連サービスの価格高騰が主因となっている。

基礎的食料品バスケット(Canasta Basica de Alimentos: 1世帯5.38人分のカロリーとタンパク質の摂取を満たす最低限の食料26品目)の価格は、前月比Q41.17(約5.53米ドル)上昇し、Q1,819.61/月(約244.47米ドル)となった。基礎的食料品バスケットの価格は、本年1月以降5ヶ月連続で過去最高値を更新しており、年率換算では20.09%の上昇(2007年5月:Q1,515.19)。

また、基礎的生活バスケット(Canasta Basica Vital: 基礎的食料品バスケットに、生活に不可欠な財と最低限のサービスを加えたもの)の価格も、前月比Q75.14(約10.10米ドル)上昇し、Q3,320.46/月(約446.11米ドル)となった。基礎的生活バスケットの価格も、本年1月以降5ヶ月連続で過去最高値を更新し、年率換算で20.09%の上昇(2007年5月:Q2,764.95)を記録している。

インフレの進行により、国民生活が圧迫されている状況下、対応を迫られたコロン大統領は、「国際価格高騰の影響緩和を目的とする 10 の連帯策」を発表。政府の緊急対応策、及び中長期的な取り組みにつき説明し、国民に理解を求めた。また、コロン大統領は、国内民間セクターとの間に「価格安定化のための連帯合意」を形成し、一部の食品について、期間限定の上限価格を設定した(2. 国内経済トピックス(1)参照)。

(3) 政策金利

21 日、国家金融審議会(JM)は、国内のインフレ傾向を懸念しつつも、金融引き締め政策に伴う国内経済の停滞を回避するべく、政策金利の引き上げを見送り、6.75%に維持するとした。

(4) 貿易統計(中銀)

4月の輸出は 733.4 百万米ドル(前年同月比 37.9%増)、輸入は 1,391.2 百万米ドル(前年同月比 47.4%増)。

2008 年 1 月から4月までの輸出総額は 2,618.0 百万米ドル(前年同期比 16.7%増)、輸入総額は 4,880.6 百万米ドル(前年同期比 18.8%増)で、貿易収支は 2,262.6 百万米ドルの赤字(前年比 21.3%増)。

(5) 海外送金(中銀)

5月の海外送金は、前年同月(392.9 百万米ドル)に比べ 5.0 百万米ドル(1.3%)多い 398.0 百万米ドルに上った。また、2008 年 1 月から5月までの送金総額は 1,756.6 百万米ドルで、前年同期(1,613.2 百万米ドル)を、143.4 百万米ドル(8.9%)上回った。

2. 国内経済トピックス

(1) コロン大統領によるインフレ対応策発表と一部食料品の上限価格設定(5月11日、14日)

原油及び穀物等の国際的な価格高騰の影響で、国内のインフレが進行し、国民の生活を圧迫している状況下、対応を迫られたコロン大統領は、11 日、「国際価格高騰の影響緩和を目的とする 10 の連帯策(medidas solidarias)」を発表した。

「国際価格高騰の影響緩和を目的とする 10 の連帯策」は、先月 13 日に発表された「経済的・社会的緊急事態に対処するための連帯プログラム」をより発展させたもので、短期的な緊急対応策から中長期的な取り組みまでが幅広く扱われている。しかし、各対応策に対する予算配分や、

今後の実施計画の詳細については明らかにされず、また、実施には、国内民間セクターとの合意形成、及び国会承認の取り付けが不可欠であることから、実効の有無には疑問も呈された。なお、政府による市場経済への介入については、問題の複雑化を招きかねないとの見方もある。

<国際価格高騰の影響緩和を目的とする10の連帯策>

●基礎的な生活物資のインフレ対策を目的とした連帯合意の形成

合意形成を介した価格高騰対策、輸入に対する便宜の拡大、投機・買い占めの監視強化、社会的インパクトの緩和

●農業生産の振興とコストの削減を目的とした連帯計画

穀物・食糧生産緊急計画、地方農村に対する投資の促進と雇用創出、エネルギー調達事情の改善

●マクロ経済の安定と投資の促進、競争力強化

マクロ政策引き締めと調整、官民連携の促進、競争力強化

続く14日、コロン大統領は、上記「合意形成を介した価格高騰対策」の一環として、パン(食事用)、食用油及び鶏肉(手羽及び脚)の3品目の食品について、国内民間セクターとの「価格安定化のための連帯合意(Pacto de Solidaridad)」に基づき、期間限定の上限価格を設定した。

設定価格は小売実勢価格と概ね変わらず、目的は価格の低下よりも維持にあると考えられるが、国内民間セクターとの合意形成の詳細、また、設定価格の法的拘束力の有無や価格の監督方法等、実施にあたっての詳細については明らかにされていない。

<価格安定化のための連帯合意> ※実勢価格:5月13日現在農牧食糧省調べ

●パン(食事用、実勢価格(1個):Q0.33)

設定価格:Q0.35 設定期間:2008年12月31日まで

●食用油(実勢価格(750ml):実勢価格 Q10.90-11.90)

設定価格:Q14.84 設定期間:今後3ヶ月間

●鶏肉(手羽及び脚、実勢価格(1リブラ):輸入品 Q7.00、国産品 Q8.25)

設定価格:Q6.50-7.50 設定期間:今後3ヶ月間

(2)「競争力強化・投資促進国家戦略:2008-2011年」の発表(5月6日)

6日、海外資本による対グアテマラ直接投資の誘致に取り組む「国家競争力プログラム(PRONACOM)」と「投資誘致事務局(Invest in Guatemala)」(共に経済省の管轄)が、今後4年間(コロン政権期)の方針を、「競争力強化・投資促進国家戦略:2008-2011年」として発表。内容は、2005年、グアテマラ初の長期的かつ包括的な社会・経済開発政策として打ち出された「国家競争

カアジェンダ(2005-2015年)』を踏襲しており、細目において若干の具体化・集中化がはかられたものの、基本的な枠組に大きな変更はない。

<競争力強化・投資促進国家戦略:2008-2011年>

●競争力プログラムの目標

- ・ 海外資本による直接投資額を、2013年までに年間1,500百万米ドルに到達させる(2007年:535百万米ドル)。
- ・ 国内資本による投資額は、年間7.5%(またはGDP成長率プラス2%)の割合で成長させる。
- ・ 国内・海外資本による投資額を、対GDP比で25%のレベルに引き上げる(2007年:対GDP比20.2%)。

●国家競争力プログラム(PRONACOM)による競争力強化戦略

- ・ 競争優位部門の開発
 - ①輸出拠点: 林業、観葉植物、製造業
 - ②ロジスティック・サービスセンター: 情報・通信産業、コールセンター
 - ③観光拠点: 一般観光業、健康ツアー
 - ④エネルギー・鉱山開発
- ・ フォーマルセクターの拡大・強化: インフォーマルセクターの縮小、首都圏・地方間の格差縮小
- ・ ビジネス環境の改善: インフラ整備と公共サービスの向上、金融ストックの拡大、経営管理態勢の効率化、法的枠組の整備

●投資誘致事務局(Invest in Guatemala)による投資誘致戦略

- ・ 投資分野: 既存の投資分野に加え、新しい対象を開拓していく。
農業関連、製造、エネルギー、観光、コールセンター、BPO、情報・通信
→ 住宅、金融、ハイテク、天然資源、生物学的多様性
- ・ 投資元: 既存の投資元に加え、世界的な投資の傾向や、自由貿易協定等グアテマラとの通商条件に鑑みながら、新しい対象を開拓していく。

米国、メキシコ、イスラエル、スペイン

→ ラテンアメリカ(ブラジル、コロンビア、チリ)、アジア太平洋地域、ヨーロッパ

●その他政府機関との連携による取り組み

官民連携を活用したインフラ整備に対する投資の促進、エネルギー基盤の変換を目的とする投資の促進、関連手続きの簡素・効率化とコストの削減、インフォーマルセクターの縮小、国際的格付・評価の改善

(3) エネルギー源の脱石油化:コロン政権のエネルギー政策 (5月25日)

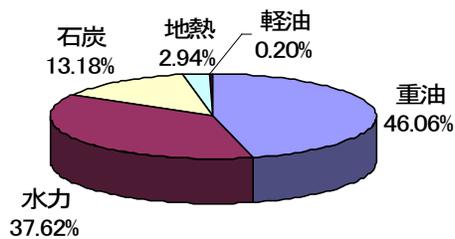
25日、コロン大統領は、エネルギー政策を発表し、電力価格の低下及び長期安定のため、石

油製品を用いる火力発電への依存度を軽減させ、エネルギー源の転換をはかっていく意向を明らかにした。グアテマラにおけるエネルギー源の構成は、石油を用いる火力発電の占める割合が高く、近年は、国際原油価格の影響を受け、電力価格が高騰している。

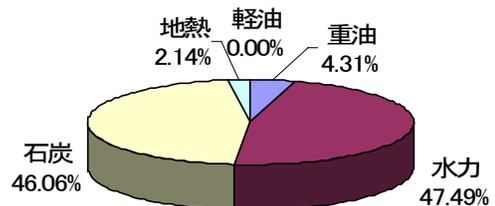
コロン大統領のエネルギー政策は、総額 1, 835 百万米ドルの民間投資を行うことにより、3つの石炭火力発電所(投資総額 960 百万米ドル、発電量 470 メガワット)と5つの水力発電所(投資総額 835 百万米ドル、発電量 418. 19 メガワット)を建設し、発電量の増大(約 920 メガワット増)と発電コストの削減をはかる。石油火力発電所への依存度を低減とともに、余剰電力の輸出、発電施設建設等による雇用の創出、海外資本投資誘致の促進等の成果が期待されている。

発電所建設は 2008 年度中に開始され、火力発電所の稼働開始は 2012-2013 年、水力発電所の稼働開始は 2010-2014 年になる見込み。

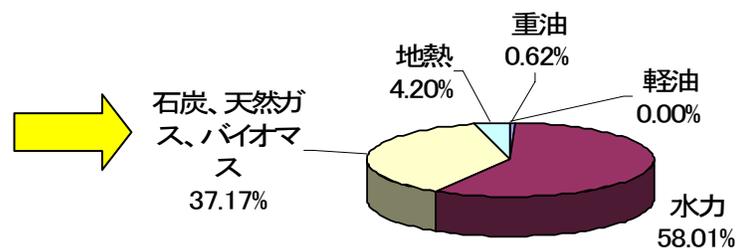
エネルギー源の構成: 2007年



エネルギー転換の目標値: 2010-2014年



エネルギー転換の目標値: 2022年



なお、電力関連の民間セクターからは、発電にかかる民間投資は、市場の論理によって決定されるものであり、エネルギー源を限定して入札を募るのは理に合わない(エネルギー源の選択は投資家が行うべき)との意見が出された他、環境団体等からは、石炭を用いた火力発電は二酸化炭素排出を増加させるとして、政策として推進することに対する懸念が表明された。

(4) 運送業者によるストライキ (5月5-7日)

5日、グアテマラ市内への乗り入れ規制の見直し等を求める一部の運送業者の主導により、全国各地の幹線道路でストライキが決行され、国内の物資輸送に大きな影響を与えた。グアテマラ市は、朝夕の交通渋滞の解消と市民の安全確保を目的に、大型の重量車両(3.5トン以上)の市内乗り入れに時間制限を設けている(05:30-09:00及び16:30-20:30市内への乗り入れ禁止)が、一部大型車両運転手は、その見直しを求め、2007年8月にもストライキを決行した経緯がある。

ストライキ開始から3日後の7日には、グアテマラ国内で多くのガソリン・スタンドが燃料の供給停止のため休業を余儀なくされ、輸送をコンテナに依存する生鮮野菜・果実等の輸出業者にも大きな損害が生じるなど、社会・経済的な影響が深刻化した。

同日夜、コロン大統領は、非常事態予備態勢(Estado de Prevencion)を宣言。内務省及び国防省に、国家文民警察と国軍の動員が命じられ、7日夜半から8日未明にかけて、道路封鎖の解消を目的とした強硬措置がとられた。結果、バリケードの設置や公道の封鎖、警察官の職務妨害等の理由により、計47人のストライキ参加者が逮捕され、道路封鎖は解消された。

国内の物流が回復した8日以降、特に首都グアテマラ市において深刻化していた燃料の供給不足等の問題は解決した。他方、農業会議所は、野菜・果実等の輸出の被った損害を150百万ケツアル(約20百万米ドル)に上るとの試算を発表。工業会議所も、マキラ産業による服飾製品の輸出に600百万ケツアル(約80百万米ドル)の損害が発生したとした。

ストライキを行っていた運送業者は、要求が受け入れられなかった不満を残しており、政府の設置する対策委員会に臨む等、今後の対応を協議していくとしている。

3. 対外経済トピックス

(1) コロン大統領の SICA・ブラジル首脳会合への出席(5月29日)

29日、エルサルバドルにて開催された SICA・ブラジル首脳会合に出席したコロン大統領は、SICA 各国の首脳及び代表とともに、ルーラ・ブラジル大統領との協議に臨み、SICA・ブラジル間の貿易や投資の促進、SICA・南米南部共同市場(メルコスール)間の関係強化、治安、エネルギー

一、食糧の安全保障、環境・気候変動分野等における SICA・ブラジル間の協力等に関し、意見交換を行った。

SICA 各国の首脳と代表及びルーラ・ブラジル大統領は、SICA・南米南部共同市場(メルコスール)間の関係強化(政治・経済・通商)が、ラテンアメリカ地域全体の開発に不可欠であるとの認識で一致。自由貿易協定を含む連携協定の締結を念頭に、意見交換を進めていくことで合意した。

コロン大統領は、両地域間の意見交換について、遅くとも 10 月までには目処を付けたいとした上で、進捗の如何によっては、ブラジルとの間で、他の SICA 諸国に先んじて二国間協議を進めることも視野に入れている旨明らかにした。

(2) ペトロカリブ協定への加盟検討状況

グアテマラのペトロカリブ・エネルギー協定への加盟、及びベネズエラ石油公社(PDVSA)からの石油製品購入に関して、5 月初旬、コロン大統領が、グアテマラ・ベネズエラ間の交渉の進捗が思わしくなく、「行き詰まっている(impasse)」と述べたことが報じられた。

ベネズエラからの石油製品の輸入量については、ベネズエラ石油公社が、グアテマラ政府に対し、日量 15, 000 バレルの割当をオファーしている一方で、グアテマラ政府は、日量 32, 000 バレル以上の割当を求めるとともに、希望購入価格も提示したとされている。

他方、5 月下旬には、ペトロカリブ・エネルギー協定への加盟に関する交渉の為、ロダス外務大臣及びメアニー・エネルギー鉱山大臣がベネズエラを訪問すること(5 月 30 日予定)が明らかになり、コロン大統領も一転して、両国間の交渉について「活発である(muy activa)」と述べた旨が報じられた。

(3) メキシコからの電力購入 (5 月 22 日)

28 日、ホンジュラスのサンペドロスーラ市にて二国間会談を行ったコロン大統領とカロデロン・メキシコ大統領は(気候変動に関する中米・カリブ首脳会合出席のため同国に滞在中)、22 日にグアテマラとメキシコの電力庁が、現在両国間で工事が進められている送電線を通じ、電力を売買することで契約を締結・署名したことを公表した。

グアテマラ・メキシコ間の送電線の連結は、延長 103 キロメートル(グアテマラ側 71 キロメートル、メキシコ側 32 キロメートル)、プエブラ・パナマ計画(PPP)によるインフラ統合の一環である中米電力統合システム(SIEPAC)の一部を成す。カルデロン墨大統領は、グアテマラを皮切りに、今後、送電線の連結を中米地域に拡大していく意向を積極的に示した。

同売買契約により、グアテマラは、本年 11 月を目処に(グアテマラ側で送電線設置が完了し次第、なおメキシコ側は設置済)、メキシコから 120 メガワット(将来的には 200 メガワットまで拡大予

定)の電力を購入することが可能となる。電力の購入価格等、詳細は明らかにされなかったが、コロン大統領は、メキシコからの安定した電力購入は、多くの貧しい国民に裨益すると述べた。メキシコからの電力購入は、国内の電力供給と価格の安定に繋がることから、国内産業の発展にも広く恩恵を与えることが期待されている。

(4)グアテマラ産野菜を輸入する米国企業による残留農薬検査違反 (5月19日)

19日、フロリダ州の地方裁判所において、架空の輸入業者の利用、インボイスのねつ造、輸入検査の不正操作等を通じ、残留農薬成分が基準値を超えている農産物を輸入・販売した疑いで、グアテマラ産の野菜を輸入する米国企業 Fresh King 社の代表等が起訴された。同時に、Fresh King 社代表等と共に一連の不正行為に関わったとして、グアテマラの農産物輸出業3社も容疑に問われることとなった。

Fresh King 社は、2000年から2004年にかけて、グアテマラ産サヤエンドウ及びスナックエンドウから、メタミドホス、クロロタロニルといった化学物質(残留農薬成分)が基準値以上検出されたことがあったにもかかわらず、不正行為により積み戻しや廃棄処分を回避し、輸入・販売を続けてきた疑い。なお、Fresh King 社は、1990年代にも、グアテマラ産のサヤエンドウ及びスナックエンドウから基準を上回る残留農薬成分が検出されたとして、米国食品医薬品局より輸入一時停止の処分を受けたことがあるが、これまでに消費者の健康被害は報告されていない。

グアテマラの農産物輸出業者が起訴されたことを受け、ガルシア非伝統輸出品輸出業者組合(AGEXPORT)代表は、当該の3社は、AGEXPORT に加入しているが、今回の事件は個々の会社の責任に帰属する問題であり、AGEXPORT を含む組織的性格を否定した。

グアテマラの野菜(サヤインゲン、サヤエンドウ、ブロッコリー、ミニ野菜等)輸出は、近年増加傾向にあり、対米輸出に占める野菜輸出の割合も拡大している。

・グアテマラの野菜輸出 単位:百万米ドル

	総輸出額	前年比	野菜輸出額	前年比
2006年	6,012.8		115.0	
2007年	6,925.7	15.2%増	147.2	28.0%増

・グアテマラの対米野菜輸出 単位:百万米ドル

	対米輸出額	前年比	野菜輸出額	前年比
2006年	2,781.9		65.4	
2007年	2,932.4	5.4%増	89.5	36.9%増

(5)DR-CAFTA:グアテマラの労働問題に関する米国労働省に対する申し立て (4月23日)

4月23日、AFL-CIO(アメリカ労働総同盟・産別組合会議)とグアテマラの6つの労働組合により、グアテマラ政府が労働法を遵守せず、DR-CAFTA(米・ドミニカ共和国・中米自由貿易協定)第16条(労働)および第20条(問題解決)に違反しているとして、米国労働省に対する申し立てが行われていたことが明らかになった。米国労働省に対し、DR-CAFTAの枠組で申し立てがなされるのは、今回が初めてである。

DR-CAFTA加盟国には、各国の労働法の適用・遵守を通じた労働者の権利の保護等が義務づけられている。しかし、今回の申し立てによれば、グアテマラにおいては、2006年7月、米国との間でDR-CAFTAが発効して以降も、労働運動の関係者に対する暴力の増加など、権利の侵害が著し状況が続いていることから、グアテマラ政府は適切な対処を怠っているとされている。申し立ては、米国労働省に対し、DR-CAFTAの枠組において適正な問題解決手段をとるよう求めると同時に、グアテマラ政府に対しては、国内の労働者の置かれる状況に対し、然るべき対処をするよう求めている。

申し立てが、グアテマラ政府の労働法違反が国際的に認められる事態にまで発展した場合においては、グアテマラは、最高150百万米ドルの出資金の支払いを命じられるほか、海外資本の投資先としての信用を傷つけられることとなる。

なお、今回の申し立てについては、大統領選挙控えた米国の国内事情と、米国・コロンビア自由貿易協定に反対する米国の労働組合関係者の思惑、また、グアテマラの国内問題に米国を巻き込むことにより、政府に対する影響力を強めたいとするグアテマラの労働組合関係者の思惑があることを指摘し、申し立て内容についても、客観的根拠を欠いているとする見方もある。